A47/01

私立学校の学校安全と危機管理(Ⅱ)

山路 進(日本私学教育研究所主任研究員)

1. 本研究の目的と内容

学校の安全と危機管理は、私立学校の管理運営上において重要な問題であり、最近特に関心が高まっている。学校の危機管理には、災害に対する危機管理、教育学習活動に関する危機管理、学校経営に関する危機管理などがあり、日常の教育学習活動のすべてにおいて関わりを持つ。私立学校の全教職員は、危機管理に関する意識を持ち、業務に従事する事が求められている1)。

学校防災と危機管理は、私立学校の管理運営上に おいて重要な問題であり、最近特にクローズアップ されている。学校の危機管理には、災害に対する危 機管理、教育学習活動に関する危機管理、学校経営 に関する危機管理などがある。

近年は、世界的流行病(パンデミック)が学校に大きな影響を及ぼしている。平成21年度は、新型インフルエンザが発生し多くの学校が学級閉鎖などの対応に追われた。平成22年度は、宮崎県において口蹄疫が発生し、学校にも大きな影響があった。さらに、12月になると高病原性インフルエンザ(強毒性)に感染した野鳥が各地で確認され、人間への感染が懸念されている。世界的流行病は身近に存在し重要な課題であり、学校も例外ではない。

本研究調査では、これらの世界的流行病へ学校が どのように巻き込まれ、どのように対応し、どのよ うに対策したかなどを調査し考察する。

2. 危機管理と学校安全教育

そもそも「危機」とは何かを考えると、「社会的 に重大な悪影響を与える可能性のある事象・事件」 である。そして、その危機には、

○ 見える危機(突然・急激)

○ 見えにくい危機(徐々に進行し、あるとき突然・ 急激・壊滅的)

がある。見える危機は予想がし易く対策が立てやすいが、見えにくい危機は予想が難しく対策が立てにくいと言える。

近年、パンデミックまでには至らずに済んでいるが、新型インフルエンザ等の感染症の急激な見えない危機が頻発しており、対応策を準備しておくことが近々の課題である。

2-1. 学校安全の定義

学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の三領域の一つであり、それぞれが、独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒等の健康の保持増進を図っている。

また、課題によっては、生徒指導、情報モラルの育成などとの連携も必要となる。学校安全は、安全教育と安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という三つの主要な活動から構成されている。安全教育には、安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする「安全学習」の側面と、当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に取り上げ、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う「安全指導」の側面があり、相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものである²¹。

3. 学校の安全管理に関する法令

学校安全管理に関わる法律は、「地方教育行政の 組織及び運営に関する法律、第23条、第48条」があ る。伝染病等に対する法律として、学校保健法、同施 行規則、日本体育・学校保健センター法がある。これ らの中で、伝染病等に関わる部分について整理する。

3-1. 伝染病に関する予防処置

多数の児童生徒が集団生活を行っている学校では、一度、伝染病が発生すると蔓延する危険性が非常に高い。それゆえ、学校としては一般的な公衆衛生に対する考え方以上に、伝染病の予防に対して積極的に取り組むことが求められる。

① 出席停止

伝染病予防のための出席停止を行う際は、校長は、 その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童、生徒(高等学校の生徒は除く)の場合はその保護者に、 高等学校の生徒及び学生の場合は本人に指示することが義務 づけられている(学校保健法施行令5、6条)。

② 臨時休業

学校保健法12条による出席停止が、伝染病にかかった児童生徒一人ひとりを対象としているのに対し、学級単位で学校の授業そのものを休業にする臨時休業は、伝染病の流行が著しく、児童生徒への教育上の影響も強いと思われる場合にとられる措置である。

③ 環境衛生検査

児童生徒に適切な学習環境を提供することは学校 の責務である。常に教室等では清潔の保持に努めな ければならず、換気、採光、照明、保温のほか、飲 料水、学校給食用の食品及び器具、ごみ処理場、便 所等の衛生管理を適切に行わなければならない。

④ 安全点検

安全点検は、毎学期1回以上、児童等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない(学校保健法施行規則22条の5)。その結果に基づいて、学校は、危険防止のための措置をとらなければならない。

3-2. インフルエンザに対する留意点

鳥インフルエンザウイルスのヒトへの感染が危険 視されている。世界保健機構も2006年2月に指針を 示すなど、世界規模で問題になっている。こうした 状況を受け、今後ヒトからヒトへの感染が発生した 場合に備え、インフルエンザ(H5N1)について、入 院等の措置を講じることを可能とするため、感染症 の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症予防法)で規定する指定感染症として政令で 指定された(平成18年政令第208号)。

これを踏まえ、インフルエンザについて、学校に おいても出席停止等の措置を適切に講じることがで きるようにするため、このほど学校保健法施行規則 (学保法施規)が改正された。具体的には、学保法施 規19条に第2項を新設し、感染症予防法6条7項に 規定する指定感染症を学保法施規19条1項に規定す る第一種伝染病とみなし、出席停止等に関し、第一 種伝染病に対する措置と同様の措置を講じることが 可能となった。

- 1. 児童生徒等がインフルエンザ (H5N1) にかかっていることが判明した場合には、学校保健法上、インフルエンザ (H5N1) は、第一種の伝染病とみなされることから、校長は、治癒するまでの間、出席停止の措置を講じることができること。
- 2. 児童生徒等がインフルエンザ (H5N1) にかかっている疑いがあることが判明した場合には、校長は、医療機関や地方公共団体の保健部局等と十分連携し情報交換を行ったうえで、必要と認められる場合、医師が伝染のおそれがないと認めるまでの間、出席停止の措置を講じることができること。
- 3. 児童生徒等及び教職員がインフルエンザ(H5N1) にかかっている又はかかっている疑いがあることが判明した場合には、学校の設置者は、 医療機関や地方公共団体の保健部局等と十分 連携し情報交換を行ったうえで、必要と認められる場合、臨時に、学校の全部又は一部の 休業の措置を講じることができること。

4. その他

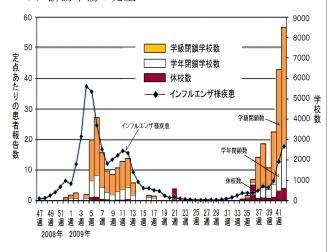
- ① 学校の設置者は、インフルエンザ (H5N1) に 関する正確な情報を教職員に提供すること等 により、教職員がインフルエンザ (H5N1) に ついて正しい認識を持つとともに、その対応 について共通理解を深めるよう努めること。
- ② 学校は、地域における状況も含め、インフルエンザ (H5N1) に関する正確な情報を収集するとともに、必要に応じ、児童生徒等や保護者に対する情報提供や相談に努めること。
- ③ 学校は、インフルエンザ (H5N1) に関する適切な知識をもとに、児童生徒等に対し、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、インフルエンザ (H5N1) を理由とした偏見が生じないようにすること。

4. 新型インフルエンザの教訓(2009)

インフルエンザが流行し、強毒性化する恐れがある事が心配され対策が進む中、2009年には予想外とも言える季節はずれのインフルインザが大流行した(これまでは、多くの人は、インフルエンザは冬期の乾燥した時期に発症すると考えられていた)。

2009年に起きた新型インフルエンザの流行は、これまでの経験とは異なり冬ではなく、春に爆発的な流行が起き、大きな社会的関心事となった。幸い、弱毒性であり、現在はこれまでの季節性インフルエンザと同様に扱われるようになったが、新型インフルエンザは新しいウイルスに対する多くの下記に示す教訓を残した。

- 1. 弱毒性 manual がない
- 2. 水際作戦の消耗
- 3. 発熱外来不足
- 4. 発熱センターバンク
- 5. 厚生労働省と学校の関係
- 6. 自治体と政府連絡不足
- 7. 誹謗中傷の発生



感染症研究所感染症情報センターによる「インフルエンザ患者発生報告およびインフルエンザ様患者発生報告」を、上記に示す。2009年の21週が、5月になり休校数が跳ね上がっている。そして、34週(9月初め)から、各数値が上昇している。第42週(10月12日から18日)の1週間に84,976例で、定点あたりの報告数(1週間の1医療機関当たりへの受診患者数)は17.65で41週(12.92)と比べて増加し、インフルエンザの発生報告は全国的に増加している。

新型インフルエンザは、若い高校生を中心に流行 し、学校活動に大きな影響を与えた。当初、初期に 発症した学校は、新型インフルエンザについての知 識理解も少なく、その対応に苦慮した。右に、学校 がどのように対応すべきかを示す例を示す。

感染症は「正しく怖がって」―新型インフルと「心のケア」

2009年6月14日17時18分配信医療介護CBニュース http://blogs.yahoo.co.jp/taddy442000/29628243.html

「皆さんの協力で、貴重な情報を得られた。ありがとう」新型インフルエンザ感染者の集団発生で学校閉鎖になってから2週間後の6月1日、学校を再開した関西大倉学園の全校集会で、国立感染症研究所感染症情報センターの安井良則主任研究官が講演し、生徒らに呼び掛けた。講演の目的は、生徒たちの「心のケア」。集団感染が発覚して以来、同校への誹謗中傷が相次いでいたからだ。神戸と大阪で積極的疫学調査にかかわり、複数の学校を訪問した安井研究官は、「感染した人が悪いのではない。感染症を不必要に怖がる必要はないし、『正しく』怖がるべき。病気に対して粛々と対応していけばいい」と話す。

関西大倉学園は大阪府北摂地域の中高一貫校。 5月17日までに64人の新型インフルエンザ感染が確認された。学校は閉鎖され、「関西大倉学園」の名前は連日報道された。

「今でこそ、季節性インフルエンザとあまり変わらないといわれているが、当時はどんなウイルスなのか、どんな影響があるのか分からない状況だった」と、同校の大船重幸教頭は振り返る。「防護服を着た人たちに突然、連れ出されることになった生徒や、家族全員が1週間、自宅で缶詰めになった生徒もいた。これを思うと言葉にならない」。同校が「ウイルスをばらまいている」といった誹謗中傷も後を絶たず、学校関係者のタクシーの利用や、制服のクリーニングを断られることもあったという。

学校の再開前には、校内の消毒もした。「専門家から、(ウイルスは既に死滅しているので)消毒の必要はないと聞いており、意味がないということも分かっていた。しかし、こういう風潮の中では、やらざるを得なかった」。

安井研究官が同校を最初に訪れたのは5月17日。 積極的疫学調査を行うためだった。安井研究官は 学校側の協力を得て、感染者の情報収集や家庭訪問を実施。症状の特徴や感染ルートなどの情報が 得られたが、「生徒が近所で『関西大倉学園の生徒だ』と言われるような状況だった」という。感染 者が出たほかの学校も訪問したが、校長はじめ学校関係者や生徒の家族の多くが「誹謗中傷」されている状況。ある学校の校長は、心労で声が出なくなってしまっていたという。「絶対にあってはいけないことだ」(安井研究官)。

4-1. 新型インフルエンザの教訓 (2010)

2010年度の秋の段階では、前年度の流行もあり強い緊張のもとに対応が始まった(下記に初期の報道を示す)。しかし、状況が理解されると、新型インフルエンザも季節性インフルエンザも同様に扱われ、特に新型インフルエンザだから特別扱いされるようなことはなかった。

都城高専で新型インフル集団

(2010年10月21日 読売新聞)

宮崎県などは19日、都城市の都城高専の学生寮で、新型インフルエンザの集団感染が発生したと発表した。12人が発熱や頭痛などの症状を訴えているが、いずれも軽症という。

- (ア)県福祉保健部によると、同市内の医療機関を 受診した寮生の検体を13日、県衛生環境研究所 で検査したところ、新型インフルエンザと判明 した。19日までに男子10人、女子2人が発症し、 自宅で療養しているという。
- (イ)県内の新型インフルエンザの集団感染は今年 度初めて。県福祉保健部は「これから流行する 季節。外出後のうがいや手洗いなどを心がけて ほしい」と話している。)

しかし、宮崎県内で感染が広がった口蹄疫の影響 により、夏の高校総合文化祭の開催が心配された。

宮崎で高校総合文化祭開幕 口蹄疫で参加見送りの学校も

2010年8月1日22時49分

http://www.asahi.com/national/update/0801/SEB201008010051.html 「文化部のインターハイ」と呼ばれる第34回全国高校総合文化祭(みやざき総文)が1日、口蹄疫(こうていえき)の発生に伴う非常事態宣言が解除された宮崎県で開幕した。5日まで県内各地で24の部門で展示や発表会があり、全国から文化系の部活動に励む約2万人の高校生が参加する。教員や観客を含めれば10万人以上が同県を訪れる見込みだ。

宮崎市の市民文化ホールで開かれた総合開会式では、モンゴルなど4カ国の高校生らが伝統芸能を発表。宮崎県の約500人も「船出」をテーマに劇を披露した。最後は出演者全員が舞台に上がり、大会イメージソングを合唱した。

宮崎県内で感染が広がった口蹄疫の影響で、一時は開催が危ぶまれた。7月27日には家畜の移動・搬出制限もすべて解除されたが、北海道や熊本、鹿児島などの一部の学校が参加を見送った。開会式会場には消毒液を霧状に発生させる超音波式の噴霧器が設置され、防疫にも配慮した。

畜産の盛んな地域の学校は、高校総合文化祭の参加を見送った地域もあった。また、一部地域では、感染の規制区域との関係で通学等の移動制限の影響も受けた。

また、高病原性インフルエンザ(強毒性)は、家 禽(かきん)類にしか感染しなかった高病原性鳥イ ンフルエンザ(H5N1)のヒトへの感染が心配され ている。現在はまだ、高病原性インフルエンザはヒ トへの明確な流行を示していないが、本疾患はヒト ーヒト感染が起こりうる新たなヒト高病原性インフ ルエンザとして最も注意しなければいけない問題で ある。

この高病原性インフルエンザのヒトへの感染は日本国内では報告されていないが、2010年の冬から全国各地において野鳥からの検出が報告されており、さらに養鶏場への感染が報告され防疫体制が強化されている。

5. まとめ

本稿は、学校安全と危機管理について考察したが、 その中でも新型インフルエンザ等の感染症の急激な 見えにくい危機が頻発しており、対応策を準備して おくことが近々の課題である。見えにくい危機は、 予想が難しく対策が立てにくいと言えるが、近年の 流行(幸いパンデミックまでには至らずに済んでい る)を十分に考察し、将来に備えておくことが強く 求められている。

6. 参考文献

- 1) 山路進、「私立学校の学校安全と危機管理」、 日本私学教育研究所紀要第44号、(2010)
- 2) 文部科学省、「生きる力を育むための安全教育」、 (2010.3)